

秋田県立新屋高等学校同窓会 会則

第1章 総則

第1条(名称)

この会は「秋田県立新屋高等学校同窓会」と称し、愛称を「新屋高校百三段(ももさだ)会」とする。
事務局を秋田県立新屋高等学校(母校)内に置く。

第2条(会員資格)

この会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 秋田県立新屋高等学校卒業生
- (2) 特別会員 秋田県立新屋高等学校教員及び職員であった者

第3条(会の目的)

この会は会員相互の親睦と教養の向上を図り、母校との連絡を密にして母校の教育の発展に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 母校の発展に関する事。
- (2) 表彰・慶弔に関する事。
- (3) 会員名簿の作成に関する事。
- (4) その他本会の目的達成に関する事。

第2章 組織

第5条(組織)

本会は、顧問・役員・常任理事・理事で構成される。

第6条(役員)

この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名

第7条(常任理事及び理事)

本会の常任理事は、卒業時にその期から2名選任(24期より以前は会長が選任し委嘱した者)、理事は、卒業時に1名以上で、クラス代表や部活動代表で構成する。

第8条(顧問)

本会は顧問をおくことができる。

第9条(役員・理事・顧問の選任)

- (1) 会長・副会長・会計・会計監査は総会で正会員の中から選出する。
- (2) 常任理事は同窓会入会時に会長が委嘱するが、以後必要に応じて理事の中から会長が新たに選任・委嘱できるものとする。
- (3) 理事は同窓会入会時に母校教員により選任され、常任理事会で承認を得る。
- (4) 顧問は本会に功労のあったものを会長が推挙する。
- (5) 母校の教頭、事務長、同窓会担当者は理事となる。

第10条(役員と理事の職務)

- (1) 会長:会務を統括し、この会を代表する。
- (2) 副会長:会長を補佐し会長に支障があるときはこれを代行する。
- (3) 会計:本会の会計全般を処理、統括する。(母校事務長と連携する)
- (4) 会計監査:本会の財務を監査し、総会に報告する。
- (5) 常任理事:代表理事として本会の企画運営にあたり、執行を決定する。
- (6) 理事:クラス、部活動単位で同窓生の動向を把握する。

第11条(任期)

- (1) 会長・副会長・会計・会計監査の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 常任理事・理事・顧問の任期は設けない。ただし、やむを得ない事由等により、会長が認めた場合に任期を満了することができる。

第3章 会議

第12条(会議)

本会の会議は、総会及び常任理事会、理事会とする。

第13条(総会)

総会は年1回開く。ただし、会長又は常任理事会が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。総会では次の議案を審議し決議及び承認する。議案は出席者の過半数をもって決する。

- (1) 役員を選出
- (2) 本会予算の議決及び決算の承認
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要な事項

第14条(常任理事会・理事会)

常任理事会や理事会は、会長が招集し次の議案を審議する。

- (1) 総会提出議案の案件
- (2) 緊急事項の処理
- (3) その他必要と認めた事項

※会の議案は出席者の過半数をもって決する。

第4章 会計

第15条(経費)

この会の経費は、正会員の入会費・年会費及び会員の寄付金とその他収入をこれに充てる。入会費及び年会費の金額は以下を納入する。収支計算書を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

入会費、年会費等は、本会が指定する方法により納入するものとする。

- (1) 入会費は、3,000円とし、正会員(卒業年次)になるときに納入するものとする。
- (2) 年会費は、1口1,000円とし、年度内に納入するものとする。

第16条(会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

第17条(支部)

本会には支部を設けることができる。支部規定は別に定める。

第18条(会則の施行)

この会則に定めるもの等必要な事項は、会長が常任理事会の議決を経て、規約又は細則を別に定めることができる。

第19条(会員の変更事項)

会員は、姓、住所等連絡先に変更があれば本会に届けなければならない。

第20条(個人情報保護法について)

会員の個人情報は、同窓会個人情報保護に関する規定に定める。

附 則

この会則は、昭和62年3月7日から施行する。

平成元年12月16日一部変更

平成21年10月17日一部変更

平成23年6月25日一部変更

平成25年6月22日一部変更

平成28年8月11日一部変更

令和元年6月22日一部変更